

令和4年第12回寄居町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年12月26日（月）		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時28分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	欠
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	欠		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	欠		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢那瀬 信一郎	出
10	中 島 英 樹	欠		清 水 克 樹	欠

議事参与者

職 員

局 長 根岸伸年
 次 長 清水周二
 書 記 青木智史
 書 記 権田貴大

事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和4年第12回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、中島英樹委員、中島広文委員、金子達委員、坂本滋委員から欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。 現在の出席委員は12名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局長	令和4年第12回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、議案第97号から議案第99号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について。 日程第3、議案第100号から議案第106号、農地法第5条第1項に規定による許可申請について。 日程第4、議案第107号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 日程第5、議案第108号、農用地利用配分計画の案について。 以上です。
議長	それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声) それでは、石附征夫委員と戸屋政春委員にお願いいたします。 続きまして、日程第2、議案第97号から議案第99号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第97号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページをご覧ください。 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動を伴う許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。
事務局	それでは、議案第97号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) このあとご審議頂く、議案第100号と関連があります農地が本議案の申請地となります。 当初事業計画者は、平成30年に自己用住宅を建てるべく許可を受けましたが、環境の変化が生じ、計画実行の予定はなくなっていたところ、姉夫婦より、申請地で住宅建築をしたいとの相談を受けたため、計画を変更したいと考え申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。 福島委員。
福島委員	23日に現地を確認してまいりまして、当初事業計画者が家を建てる予定でしたけども、仕

	事の関係で、関西に行っているようでして、その計画地について、姉の夫婦が家を建てたいということで話がありまして、計画の変更ということでもあります。 特に問題はないと思いますが、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 97 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 97 号は原案のとおり承認することとして、知事に意見を送付します。 次の議案第 98 号から議案第 99 号については申請者、申請地ともに関連がありますので、説明は一括でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (委員から「よし」の声)
議長	それでは、議案第 98 号から議案第 99 号について、事務局の説明を求めます。 議案第 98 号から議案第 99 号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 都市計画法の用途地域内にある農地が本議案の申請地になります。 申請地は、事業計画者が建売住宅敷地として申請し、令和 4 年 7 月総会で許可相当として決定したのち、同年 8 月 17 日付けで許可を受けたものですが、ことあとご審議頂く議案第 104 号の申請地が接道していないことから、許可地の一部を分筆し、進入路として利用するべく、申請に至ったとのことです。建売住宅の計画は引き続き継続して行うこととなっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員のご意見を伺います。 吉田委員。
吉田委員	12 月 24 日の土曜日に栗原推進委員と二人で現地確認を行いました。譲受人とは電話にてお話を伺いました。 許可を受けた農地の分筆を行いまして、このあとの議案第 104 号の申請を実行するあたり、進入路敷地を確保する内容とのことです。 特段の問題はないと思われますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは順に採決いたします。 議案第 98 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 98 号は原案のとおり承認することとして、知事に意見を送付します。 次に議案第 99 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 99 号は原案のとおり承認することとして、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 3、議案第 100 号から議案第 106 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第 100 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 2 ページをご覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。
事務局	それでは、議案第 100 号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 都市計画法の用途区域内にある農地が、本議案の申請地となります。 譲受人は、深谷市の借家に家族で居住しておりますが、子どもも生まれ手狭に感じ、自己用住宅の建築を検討していたところ、妻の弟の事業計画地を継承し、借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。
議長	また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
福島委員	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 福島委員。 23 日に現地確認をしてまいりました。周辺には住宅や墓地がありまして、住宅を建てるにあたっては、問題ない場所かと思いますので、ご審議をお願いします。
議長	他にご意見はございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 100 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 100 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第 101 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 101 号についてご説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 譲受人は、町内で不動産業を行う法人ですが、申請地周辺の環境が、住宅用地として適していると考え、申請に至ったとのことです。
議長	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。 この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。

柴崎推進委員	柴崎推進委員。 12月22日の午後に現地確認を行いました。地元でありまして、私も近所にでかけるものですから、十分に承知した土地です。この土地については、おそらく数年が経ちましたが、道路路面から70cmくらいに畑に適さない盛土がしてあります。土地については、南側がアパートが立ち並び、西側には建売住宅が、北側についても太陽光発電と住宅がありまして、農地としての利用が不可能な場所でございます。
議長	また、地主についても、農地を回復して利用しようという意識はなく、今回の申請があったと思われます。 地元としては、畑としての利用はないと思いますので、ご審議をお願いします。
議長	他にご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第101号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第101号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
事務局	次に議案第102号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第102号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は、町内で主に建設業を行っておりますが、埼玉県より、河川の護岸工事の発注を受け、作業敷地として、10月下旬より、河川沿線の申請地を利用しておりましたが、一時転用の許可を受けていないことがわかり、この度の申請に至ったとのことです。 追認としての申請となり、始末書が添付されております。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法施行令第11条第1項第1号、ロ、(1)の不許可の例外にあたるため、農振農用地であっても許可の対象となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は以上でございます。 この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。
伊藤推進委員	伊藤推進委員。 23日に現地を確認してまいりました。現在は作業進行中でありまして、前回の総会で意見が出ましたので、意見はないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。
柴崎推進委員	柴崎推進委員。 今後の参考のため、お聞かせ願いたいのですが、前回、工事の発注についての問題点が審議されましたが、この砂防工事を行うにあたり、進入路がなく、発注者側も責任があるように思われます。 施工業者もベテランの建設会社ですから、十分に承知しているはずですが。 発注者の熊谷県土と申請者に事情聴取はされたのでしょうか。
議長	事務局。
事務局	この度の件は、一時転用の申請をせずに、仮設場所として利用されている現状でございます。

	したので、申請者については大里農林振興センターと共同で事情聴取を行っております。 熊谷県土についても、大里農林振興センターを通じて状況把握をさせて頂いております。 申請者については始末書、熊谷県土整備事務所からは顛末書の提出がされております。 内容としましては、熊谷県土としても、工事発注の時点で仮設現場が必要となることは把握していましたが、そちらの内容も含めて受注者に委託しており、そのことについて、指導が足りなかったとの反省を示す顛末書となっております。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 102 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 102 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
事務局	次に議案第 103 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 103 号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は現在、川口市の借家に家族で居住しておりますが、両親の住む実家近くで、協力しながら生活したいと考え、自己用住宅の建築を検討していたところ、申請者の祖父から申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。
吉田委員	吉田委員。 24 日に確認を行い、譲受人のお母様とも面談を行いました。(譲受人名)さんは、(譲渡人名)さんの孫にあたります。両親の今後を考え、実家の前に家建てる計画を立てたとのことです。特に問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見ございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 103 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 103 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
事務局	次に議案第 104 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 104 号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	都市計画法の用途地域内にある農地が本議案の申請地になります。 譲受人は、町内で不動産業を営んでおりますが、申請地周辺の問い合わせが多く、生活環境が整っていると考え、議案第 99 号による進入路を利用する計画を立て、この度の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の

	第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 吉田委員。
吉田委員	こちら、24日に現地確認を行いました。宅地分譲地ということで、1軒の家を建てる予定となっております、特段の問題はないと考えますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見ございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第104号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第104号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第105号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第105号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は、関東を中心に太陽光発電事業を行っており、事業規模拡大を図るべく、日照条件や設備のメンテナンスのしやすい場所で候補地を検討していたところ、別の事業者の計画があった、本議案の申請地での事業を継承できることとなり、申請に至ったとのこと。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項、各号の要件を満たしていると考えますが、本事業を実行するには、太陽光発電設備の認定を国から受ける必要があり、現在、前事業者の受けた認定を継承する申請中でありますため、認定見込みの確認ができ次第、許可要件を満たすものと考えております。 そのため、法の求める一般的な農地転用許可要件は、認定見込みの確認がされ次第という条件を付け、問題ないものとして考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 栗原推進委員。
栗原推進委員	24日に現地を確認し、譲渡人から話を伺うことができました。申請地は以前は桑が植えてありました。養蚕もしなくなり、特に畑としては利用していなかったようです。 申請地については、斜面の土地なので、農地としては使いづらいのかと思いました。 ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	他にご意見ございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第105号について、原案に許可条件を付け、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第105号は原案に許可条件を付け、許可相当として知事に意見を

	送付します。 次に議案第 106 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 106 号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 申請人は、町内の借家に夫婦で居住しておりますが、子どもを授かったことを機会に、自己用住宅を建てたいと考え、両親と協力しながら生活のできる場所で候補地を検討しておりますが、父の営農地の中から申請地を借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。 この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 清水推進委員。 昨日、午後 5 時に中島広文委員と、譲渡人に事情を伺いました。(譲受人名)さんは、長男ということで、9 月に子を授かったということで急遽、住宅計画を進めたいということを家族で話し合い決定したとのことでした。 場所については、北南ともに住宅に囲まれており、周辺農地の影響はないと考えられますので、ご審議をお願いいたします。 他にご意見ございませんか。 (委員の中から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 106 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 106 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 4、議案第 107 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてですが、梅澤委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律、第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで、退席をお願いします。 (梅澤委員退席) それでは、議案第 107 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 4 ページをご覧ください。 町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により、農業委員会の決定が必要となるため、ご審議いただくものです。 それでは、議案第 107 号につきまして、説明いたします。 今回の計画は 7 件、13 筆、12,192 m²です。 農地の内訳につきましては、議案書の右下のとおりです 今回の計画では 9 が再設定、そのほかは、新たに利用権設定を行うものとなります。 また、10 から 13 については、次の議案第 108 号に関連したものでございます。 今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定の各要件を満
事務局	
事務局	
議長	
清水推進委員	
議長	
議長	
議長	
事務局	

	たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 107 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 107 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。 審議が終了しましたので、梅澤委員は復席してください。 (梅澤委員復席)
議長	続きまして、日程第 5、議案第 108 号、農用地利用配分計画の案についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第 108 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 5 ページをご覧ください。 議案第 108 号につきまして、ご説明申し上げます。 農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくものでございまして、同法の第 19 条によりまして、農地中間管理機構が、この農用地利用配分計画の案を作成するにあたり、町が協力する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものでございます。 先ほどご審議をいただきました、議案第 107 号の農用地利用集積計画の整理番号 10～13 番の農地を、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借り受けます。 その借り受ける農地を、どの借り受け希望者に貸付けるのか定めたものが、この農用地利用配分計画でございます。 借り受け希望者は、議案書のとおりです。6 から 7 ページにつきましては、対象地区の図面となっており、赤枠で囲われている農地が、今回の農用地利用配分計画の農地でございます。 なお、ご承認をいただきました後に、町から農地中間管理機構に、この配分計画の案を送付し、その後、農地中間管理機構内での決定を経まして、県知事が認可・公告を行うという流れとなっております。 説明は以上でございます。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 108 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 108 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありましたら、お願いいたします。 清水推進委員。
清水推進委員	以前、桜沢で問題になった建売住宅の問題、そして今回の一時転用の問題もですが、農地法の違反について、県や町は指導について、手ぬるいと思います。今回の事案は県の事業でございしますので、県と連携を図り、町の指名する業者でもあるわけですから、指名委員会に注

	意喚起を促すなど、再発防止の姿勢が大切であると思います。 また、議案の 105 号に関連して、太陽光発電については、過去に問題があったこともありますので、町としてどのような行政指導を行うのか、存じておりましたら教えてください。
事務局	清水推進委員のご質問にお答えいたします。 指名に関して、確認させて頂きまして、今回のケースは農地法違反となりますが、即時に指名停止となるようなものではないとの見解を事務局は持っております。 ただ、今回は県の発注事業でありますので、県の契約担当で指名停止等の措置が取られることがあれば、町も準じるような扱いになることと思いますが、こうした事例があった際は、町に逐次報告するようにいたします。 指導につきましては、農地法の許可権者である大里農林振興センターを経由して、県土整備事務所から、顛末書の提出がされており、大里農林振興センターからも、県土整備事務所に対して指導を行っております。
議長 梅澤委員	梅澤委員。 今市地区でも、太陽光発電の計画があるようでして、既に事業者が、6 月頃に法務局に申請を行い、農地法の対象となるはずの土地の所有者となっているようなのですが、町の農業委員会にこれから転用申請を提出するようで、現状だと、農地法に違反しているというような判断とはならないのでしょうか。
議長 事務局	事務局。 事務局としても、状況の確認をしております、登記簿地目が山林、現況が畑という状況でありまして、農地台帳にも記載されており、農地法の対象となると認識しております。 こうした状況で法務局へ申請を行ったとのことですが、登記簿地目が山林ということもあり、こちらにも照会がない状態で、所有権移転登記がされている状況であると認識しております。 転用事業者からも、12 月中旬頃から申請の相談を受けておりまして、この件について事業者自身がどのような考えであるのかを確認しております、許可権者の県とも対応を協議しているような状況でございます。
議長 事務局長	事務局から何かありますか。 事務局から 1 点、ご連絡いたします。 次回の総会ですが、1 月 25 日、水曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。 繰り返し申し上げます。 1 月 25 日、水曜日、午後 1 時 30 分からでお願いいたします。 以上、よろしく申し上げます。
議長 事務局長	それでは他に無いようですので、令和 4 年第 12 回総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。 (起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

石附 征夫 委員 戸屋 政春 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年12月26日

議 長

室 岡 重 雄

委 員

石 附 征 夫

委 員

戸 屋 政 春